

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領における改正点の解説 (MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈 (二酸化炭素放出抑制関連))

1. はじめに

2025 年 6 月 20 日付一部改正により改正されている海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領中、MARPOL 条約附属書 VI の統一解釈 (二酸化炭素放出抑制関連) に関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正の施行は以下のとおりである。

- (1) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 3.1.4 及び 3.4

2025 年 7 月 1 日から施行

- (2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 3.8

2025 年 8 月 1 日から施行

2. 改正の背景

IMO 海洋環境保護委員会 (MEPC) は、船舶による大気汚染防止に関する要件が規定されている MARPOL 条約附属書 VI に対する統一解釈として、MEPC.1/Circ.795 を承認し、改版を重ねている。2024 年 3 月に開催された MEPC81 において、同附属書に規定される EEDI 規制、EEXI 規制及び CII 制度の適用から除外される重量物運搬船の定義が新たに追加された。加えて、2015 年 9 月 1 日から EEDI 規制フェーズ 1 が開始されている船種の新船の取扱いについても明確化が行われた。上記 2 つの内容を含めた統一解釈が MEPC.1/Circ.795/Rev.9 として承認された。

また、2024 年 10 月に開催された MEPC82 では、燃料消費実績報告 (IMO DCS) のデータ収集に関し、暦年中でデータ収集項目を変更することなく、暦年で統一したデータ収集及び報告が行えるよう、収集データの取扱いについて定めたガイダンスが MEPC.1/Circ.913 として承認された。

このため MEPC.1/Circ.795/Rev.9 及び MEPC.1/Circ.913 に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

主な改正点は以下のとおりである。

- (1) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 3.1.4-3.

一般貨物船に分類されず EEDI 規制、EEXI 規制、CII 制度が非適用となる「重量物運搬船」が明確となるよう同船種の定義を規定した。なお、「重量物運搬多目的船」及び「プレミアムプロジェクトキャリア」といった見かけで重量物運搬船と判断しがたい船舶については、当該船舶のクレーン装置の能力で重量物運搬船か否か判断する。

- (2) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 3.4-2.

規則 8 編 3.4 において EEDI 規制値の段階基準 (フェーズ 0 から 3 まで) を設けており、検査要領 8 編 3.4 ではその各フェーズに該当する新船の解釈を規定している。一方で、2015 年 9 月 1 日からフェーズ 1 が開始されている船種 (Ro-Ro 貨物船、LNG 運搬船等) にも同解釈が適用となるかについては不明確であったため、適用が明確化となるよう規定を改めた。

- (3) 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 3.8-2.

IMO 決議 MEPC.385(81)では、MARPOL 附属書 VI 付録 IX が改正され、2025 年 8 月 1 日から燃料消費実績報告 (IMO DCS) のデータ収集項目が変更となるが、暦年中で統一したデータ収集及び報告ができるよう MEPC.1/Circ.913 に従う旨明記した。この取扱いでは、IMO DCS におけるデータ集項目の変更について、船籍国が早期適用を実施しない場合には、2025 年中は従来の項目でのデータ収集及び報告が認められ、2026 年から変更後の項目によるデータ収集を開始することが可能となる。